

産業用無人航空機（ヘリコプター及びマルチローター）登録管理基準 （暫定版）を制定しました

一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会は、令和8年1月26日付で産業用無人航空機（ヘリコプター及びマルチローター）登録管理基準（暫定版）（以下 {登録管理基準} とします）を制定しました。

本登録管理基準の制定理由と概要は次のとおりです。

1. 協会の名称を一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会に変更しました。
2. これまで産業用ヘリコプターと産業用マルチローター各々に制定していた登録管理基準を纏めて共通の基準としました。
3. これまで申請書は、ノンカーボン紙による3枚複写であったが、1枚に変更し、（農サ協）申請書を2枚複写し、所有者控（登録申請証明書）及び認定整備事業所控として用いることとしました。
4. 申請書の登録区分に「散布装置のみの新規登録」を加えました。
5. 申請書の所有者及び保有者名記載において押印を不要としました。
6. 確約書を申請書裏面から別紙に変更した。確約書に同意した場合は申請書にその旨記載いただくこととしました。
7. 申請書にメールアドレスの記載欄を設けました。
8. 登録証明書はこれまでと同じく、産業用無人ヘリコプター及び産業用マルチローターとして発行します。
9. 農サ協ホームページ掲載場所を「産業用無人ヘリコプター」及び「産業用マルチローター」から、「産業用無人航空機共通」に変更しました。
また、申請書（Excel）は「産業用無人航空機共通」からダウンロードできます。

本件に関するお問合せは、下記にお願いいたします。

一般社団法人農林水産航空・農業支援サービス協会

航空安全・技術室長 菊地 隆

電話／ 03-3234-3380（代）（月～金 9:00～17:00）

E-Mail／ nsk-kg-1@j3a.or.jp